

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 8 月 3 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門長 廣瀬 太郎

1. 調達内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 調達件名及び数量 | 安定同位体比分析業務一式 |
| (2) 調達仕様 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期限 | 令和 9 年 3 月 1 6 日 |
| (4) 履行場所 | 入札説明書による。 |
| (5) 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所
管理部門管理課
電話 0 4 5 - 7 8 8 - 7 0 8 4
F A X 0 4 5 - 7 8 8 - 5 0 0 1
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「安定同位体比分析業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「安定同位体比分析業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 8 年 8 月 2 0 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付

け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
- 令和8年8月27日 14時00分
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
横浜庁舎 ビデオライブラリー室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
- 令和8年8月27日 12時00分
3. ①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 免除。
- (3) 入札の無効
- 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
- 要。
- (5) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
- 次の①及び②いずれにも該当する契約先
- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
- 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9 . 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件 名 安定同位体比分析業務

2. 業務目的 本業務は、プランクトンおよび魚類等の炭素・窒素安定同位体比を測定し、食物網構造を明らかにすることを目的とする。

3. 納入場所 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構 横浜庁舎

4. 予定試料および数量
海産試料

1) フィルター（乾燥済）	150 検体
2) 生物（乾燥済、粉碎済、脱脂済）	3,148 検体
	計 3,298 検体

※ただし、試料の送付時期は、ロット 1~3 ごとに下記のとおりとする。

- ・ロット 1 (1,367 検体 (生物)) : 令和 8 年 9 月 30 日
- ・ロット 2 (931 検体 (生物)) : 令和 8 年 11 月 30 日
- ・ロット 3 (1,000 検体 (生物・フィルター)) : 令和 9 年 1 月 29 日

5. 履行期限 自) 契約締結日

至) 令和 9 年 3 月 16 日

※ただし、分析結果の報告は、ロット 1~3 ごとに下記期限までに完了すること。

- ・ロット 1 (1,367 検体 (生物)) : 令和 8 年 11 月 30 日
- ・ロット 2 (931 検体 (生物)) : 令和 9 年 1 月 29 日
- ・ロット 3 (1,000 検体 (生物・フィルター)) : 令和 9 年 3 月 16 日

6. 業務内容

(1) 試料送付

①上記の 1) のフィルター試料はφ47mm のプラスチック容器に入れて、その他の試料は 13mL プラスチック遠沈管（試料番号を遠沈管側面に記載）、あるいは 1.5ml のマイクロチューブに封入し、一覧表を添えて請負業者に送付する。安定同位体比測定の前処理として、当所担当職員は、以下の処理を施した後、請負業者に送付する。1) のフィルターは乾燥

済、2)の生物は乾燥、粉碎及び脱脂済とする。なお、1)のフィルターは、植物プランクトン、動物プランクトンまたは懸濁態物質をろ過したガラス繊維濾紙 (GF/F) である。

- ②分析用試料は、令和 8 年 9 月 30 日までに 1,367 検体 (生物) を請負業者に発送する。その後、11 月 30 日までに 931 検体 (生物) を、令和 9 年 1 月 29 日までに 1,000 検体 (生物・フィルター) をそれぞれ送付する。なお、送付にかかる運送費は当所が負担する。
上記の予定通りに発送できない場合、当所担当職員は、遅滞なく請負業者に連絡し、発送の時期及び検体数を報告する。

(2) 試料の確認

請負業者は試料の受領後、速やかに試料と一覧表を照合させ試料の状態を確認し、当所担当職員に受領の連絡を行うこと。

(3) 分析用試料の作成

各試料は、0.01 mg の精度で秤量し、分析用スズ箔に封入する。

(4) 元素分析

各試料に含まれる炭素 (C) 及び窒素 (N) 量は、有効数字 3 桁以上 (4 桁目で四捨五入) で測定すること。1) フィルターに含まれる C 及び N 量が測定限界を下回った場合、当所担当職員に連絡の上、その後の指示に従うこと。

(5) $\delta^{13}\text{C}$ および $\delta^{15}\text{N}$ 安定同位体比の測定

- ①各試料は、安定同位体比質量分析計により測定すること。
- ②各試料に含まれる $\delta^{13}\text{C}$ 及び $\delta^{15}\text{N}$ は、有効数字 3 桁以上 (4 桁目で四捨五入) を測定すること。
- ③分析精度は、標準偏差で判断する。 $\delta^{13}\text{C}$ は 0.1‰ 以内、 $\delta^{15}\text{N}$ は 0.2‰ 以内とする。なお、使用する分析精度の確認は、試料の測定日毎に 1 回以上実施し、報告時にデータも併せて提出すること。
- ④上記③の分析精度を満たさなかった日は、その測定日のすべての試料において再測定を実施すること。
- ⑤試料 10 検体ごとに標準試料を分析し、報告時にそれらのデータも併せて提出すること。

(6) 納入成果物

- ①試料の分析結果は、任意の様式の MS-Excel で保存した電子媒体で

1 部、紙媒体で 2 部提出すること。また、測定の生データ（クロマトグラム及び安定同位体比を計算するのに必要な測定値）も併せて提出すること。なお送付した試料のうち、測定後の残りの試料は、元の容器に戻し速やかに当研究所に返送すること。なお、返送にかかる運送費は請負業者が負担すること。

②試料の受領後、分析結果はロット 1～3 ごとに「5.履行期限」に定める期日までに報告すること。

7. その他

- (1) 測定精度維持のため、100 検体／日以上分析能力を有する機器を使用し、可能な限り同一日に連続して分析を行うこと。
- (2) 試料の分析に係る消耗品等の全費用は、請負業者が負担すること。
- (3) 分析中に装置トラブルや不明点が生じた場合は、当所担当職員と適宜打ち合わせを行い、合意の上で作業を進めること。